

令和8年度子ども条例フォーラム開催委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度子ども条例フォーラム開催委託業務

(2) 事業の目的

「高知県子ども条例」の基本理念である、「子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり」への理解を深めるとともに、「高知県こども計画」(計画期間:令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)の理念等を伝えて、こどもたちが主体的に意見を表明できるフォーラムを開催します。ゲスト講師による講演やディスカッション等を通して、こども達がさまざまな価値観に触れて、新たな気づきを得られるように取り組みます。

(3) 事業内容

別途定める「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年10月30日(金)まで

2 見積限度額

2,789千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

また、本県の令和8年度一般会計当初予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続きについて停止等を行うことがあります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 高知県内に主たる営業所(本社又は本店等)を置く者であること。又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であること。

なお、共同企業体(複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体)の場合はすべての構成員が(2)から(7)までの要件を満たすこととし、(8)についてはいずれか一つの構成員が満たせばよいものとする。

- (2) 高知県の「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年以内に同種、類似業務の実績があること。

6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要です。なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して県に提出してください。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできません。

7 説明会(説明会への参加は、本プロポーザルの参加要件ではありません。)

- (1) 日時 令和8年3月19日(木)午後2時から
- (2) 方法 オンライン(Zoom)
- (3) 申込方法及び期限 高知県電子申請サービスにより3月13日(金)午後5時まで
電子申請: https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18964

8 質疑と回答

質疑がある場合には、高知県電子申請サービスにより照会してください。提出期限を過ぎた質疑の送付は無効として回答いたしません。質疑と回答の内容は子育て支援課のホームページに掲載します。

電子申請: https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18965
提出期限 令和8年3月24日(火)午後3時まで

9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(様式1)に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みにあたって提出する書類は次表のとおりとします。

[提出書類及び、提出部数等]

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(様式1)	A4縦	1部
2	法人概要書(参考様式1)	A4縦	1部
3	本業務に類する過去(5年以内)の業務実績(参考様式2)	A4縦	1部
4	令和6年度から令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)の写し	A4横	1部
5	(高知県ワークライフバランス推進企業の認証を受けている場合) ・「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し	—	1部
6	①再委託先が高知県内に本店を有する者である場合 ・「参加者と再委託先の協定等」の写し(注1) ②全ての業務を参加者が実施し、再委託をしない場合 ・「再委託をしない旨の誓約書」(注2)	A4縦	1部

(注1) 様式の定めはありませんが、以下の項目を満たすようにしてください。

- ・参加者と再委託先の住所、事業者名、代表者及び氏名が記載され、両者の署名等がされていること
- ・再委託の業務内容、期間及び契約金額(予定)
- ・参加者と県が契約を締結後、再委託を確実に実施すること

(注2) 様式に定めはありませんが、参加者の住所、事業所名、代表者役職及び氏名、再委託を実施しないことを誓約する旨を満たすようにしてください。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出方法

参加申込書及び関係書類については、高知県電子申請サービスにより提出してください。ただし、関係書類については、高知県電子申請サービスで提出ができない場合は、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る)の提出でも構いません。

イ 提出期限

令和8年4月7日(火)午後3時

ウ 提出先

【電子申請】

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18966

【郵送又は持参の場合(関係書類のみ)】

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課 TEL 088-823-9640

(2) 資格要件の確認

資格要件の確認を行った結果は令和8年4月10日(金)までに申込者へ電子メールで通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」のとおり。

11 審査

別途定める「審査要領」のとおり。

12 審査結果

審査結果は、すべての審査が終了してから5日以内(閉庁日を除く)に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

13 日程

令和8年3月 9日(月)	募集開始
令和8年3月13日(金)午後5時	説明会申込×切
令和8年3月19日(木)午後2時	説明会
令和8年3月24日(火)午後3時	質疑書提出×切
令和8年4月 7日(火)午後3時	参加申込及び資格確認書類提出×切
令和8年4月24日(金)午後5時	企画提案書の提出×切
令和8年5月第3週に予定	審査委員会(プレゼンテーション)

※審査会の日程や会場等の詳細は企画提案書を提出した事業者に別途通知します。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出してください。

開示・非開示の判断は様式2に基づき行うものではなく、様式2を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

15 問合せ先

高知県 子ども・福祉政策部 子育て支援課

担当者 鹿取・玉野

TEL 088-823-9640

E-mail 060501@ken.pref.kochi.lg.jp

16 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

17 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。